

令和4年第1回龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会会議録

- 1 招集日時 令和4年5月12日(木) 午後1時30分
- 2 招集場所 龍ヶ崎市役所5階 第一委員会室
- 3 出席委員 寺内良征, 野村泰円, 戸澤淳子
- 4 欠席委員 なし
- 5 付議事件 別紙のとおり
- 6 開会時刻 午後1時40分
- 7 本委員会の書記等 梁取忍法制総務課長(書記), 小林祐子課長補佐(書記),
吉永健男主幹
大堀敏雄税務課長, 澤田和博課長補佐, 竹中真司主査

8 議案審議

(1) 議案第1号 委員長選挙について

寺内委員 それでは、議事を進行したいと思います。

まず、議案第1号、龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例第2条第2項の規定により、龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会委員長の選挙を行うものでございます。

委員長は1年の任期となっております。選挙の方法につきましては、無記名投票と指名推選の2つの方法があります。

ここで、事務局からこれまでの経緯の説明をお願いします。

事務局 それでは説明させていただきます。平成30年度の委員の皆様のお話し合いで、委員長は2年ずつ交代で行うこととなっております。平成31年度は戸澤さん、令和2年度、令和3年度は野村さんに委員長をお務めいただいております。慣例によれば、次の委員長は寺内さんをお願いする番になると思います。以上です。

寺内委員 慣例により、2年交代で委員長を務めているとのことなので、私が委員長を務めたいと思いますが、いかがでしょうか。

野村委員 異議なし

戸澤委員 異議なし。

寺内委員 異議がありませんでしたので、ただいまのとおり委員長が決定されました。

(2) 議案第2号 委員長職務代理者の指定について

寺内委員長 それでは、委員長に選出いただきましたので、引き続き議事を進行したいと思います。

議案第2号委員長職務代理者の指定については、龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例第2条第4項の規定により、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行うとあります。

できれば、戸澤委員に職務代理をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

戸澤委員 はい。
野村委員 異議なし。

寺内委員長 それでは、戸澤委員に職務代理をお願いしたいと思います。
 本日の議案については以上です。
 続きまして、その他として、事務局から説明があるようでございます。それでは事務局から説明をお願いいたします。

(3) その他
 事務局
 (法制総務課)

では、法制総務課からは、審査申出があった場合の流れについて説明させていただきます。

審査申出は、参考資料1にありますとおり納税通知書を受け取った日から3か月以内に文書をもって行うことになっております。

申出があった場合は、まず書類の形式的な審査を行って受理し、調査及びその他の事実審査を行い、申出を受けた日から30日以内に審査の決定をいたします。さらに、審査の決定があった日から10日以内に、申出人と市長に対して文書をもってこれを通知することとなっております。今年度の状況につきましては、4月7日に税務課から納税通知書が発送されておりますので、遅くとも4月13日頃には、到着していると思われまふ。したがいまして、審査申出の期間としましては、7月13日前後までとなります。現在、審査申出はなされておりません。しかしながら、参考資料2を添付させていただきましたが、評価額等に不服があるとして審査申出に関して数件の問い合わせがありました。現在のところ、いずれも審査申出には至りませんでした。もし、審査申出がなされた場合は、書類の形式的な審査後、皆様にお集まりいただき審査委員会を開くこととなりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、令和4年度固定資産税の概要等について、税務課の方から引き続き説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、令和4年度固定資産評価の概要について、委員の皆様にお配りしましたお手元の資料に基づき簡潔に説明の方をさせていただきます。

令和4年度固定資産評価審査委員会資料の1から4になります。

本年度は、固定資産税の評価据え置き年度ということになっております。評価の概要についてですが、家屋は据え置き、土地は地価の下落傾向を踏まえ、いわゆる時点修正です、下落した土地については価格の修正を実施いたします。

次に土地の評価額の傾向についてですが、令和2年1月1日現在を標準宅地の不動産鑑定評価の基準日として、標準宅地244か所を不動産鑑定評価しております。令和3年7月1日現在の不動産鑑定の結果については、前年比で9地点が上昇、66地点が据え置き、169地点が下落となっております。なお、上昇地点9地点については、前年価格を据え置くこととなっております。

次に、5番目の表になります。固定資産税の賦課決定に伴う当初の調定額については、対前年比で土地につきましては、223万8千800円の増、家屋につきましては、7千079万200円の増、償却資産につきましては、1,278万8千100円の増となっており、固定資産税全体で、8,581万7千100円の増となっております。

次に、都市計画税の賦課決定に伴う当初の調定額については、土地については、174万9千100円の増、家屋が1千197万2千700円の増となっており、都市計画税全体で、1千372万1千800円の増となっております。

次に、本年度の行政不服審査申出ができる事項についてですが、今年度は評価据え置き年度につき、土地については令和2年1月1日から令和3年7月1日までの地価下落を反映した時点修正率に対する項目及び地目の変換等により前年度と異なる地目で評価された価格となっております。なお、家屋は新築又は増築等により新たに決定した価格のみ可能となっております。ただし、令和4年度における特例としまして、価格が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が令和3年度に講じられたことに伴いまして、当該特別な措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格につきましては、令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15か月を経過する日までに審査申出をすることができるということになっております。説明につきましては、以上でございます。

寺内委員長 ただいま説明がありました。何かご質問等はございますか。

野村委員 参考資料2の事案については、我々が出るまでもないところで解決したということですか。

事務局
(法制総務課) そうです。こちらにつきましては、税務課の説明によって、申出にまでは至らなかったということです。

野村委員 事例2を見ると補正をしたということですが、こういったことはよくありますか。

事務局
(税務課) こちらにつきましては、現地調査をしたときに発覚しましたが、道路に面していない土地につきましては、補正を行います。その補正を行うべきところを、補正をかけていなかったものになります。

野村委員 本人からの申出があつて、補正をかけたということが実際にあるということですね。

事務局
(税務課) 補正として、補正をかけた土地は行政不服審査になる可能性のあった土地ではなく、その方の申出によって調べた結果、道路付きの土地ではないことが分かりまして、補正率をかけていませんでしたので、改めて補正をかけさせていただいたということです。

寺内委員長 このほか特になければ、以上をもちまして、委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

9 閉会時刻 午後2時00分

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

令和4年5月12日

委 員 長

委 員

委 員

書 記

書 記